

平成25年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年3月6日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第10号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第19号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第20号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 5 議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第 8 議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 追加日程第1 議案第 5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第2 議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第3 議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第4 議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第5 議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第6 議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第7 議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

○出席議員（8名）

1番 宮崎泰宗君	2番 細谷久雄君
3番 本多夕紀江君	4番 東海林繁幸君
5番 星川三喜男君	6番 山本得恵君
7番 柳澤雅宏君	8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	和田行雄君
まちづくり推進課長	遠藤義一君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課主幹	山内功君
保健福祉課長	小林生吉君
会計管理者	小林嘉仁君
国保病院事務長	柴田弘君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第10号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

43ページをお開きいただきたいと思います。改正の趣旨でありますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について市町村の条例で定めることとなったことから、必要な条例として定めるものであります。

改正内容でありますけれども、今申し上げました改正に加えまして、本条例は章立てになっておりますけれども、目次がございませんでしたので、改めて今回の改正にあわせて目次を追加をさせていただいております。第1章、総則、第2章、廃棄物の適正処理、第3章、環境美化の推進、第4章、手数料等、第5章、雑則、附則ということであります。

先ほど申し上げました技術管理者の資格に関しましては、第7条の次に1条加えて第7条の2とするものでありまして、内容につきましては法第21条第3項の規定による条例で定める資格は次のとおりとするということで、第1号、技術士法第2条第1項に規定する技術士、第2号につきましては技術士法第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、第3号において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者、第4号といたしまして前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。

この条例は、平成25年4月1日から施行するという内容であります。

先ほど申しあげました法律につきまして、この規定については平成24年4月から施行されておりますけれども、1年間の経過措置がございまして、今年度中に整備をすれば適用されるということでもあります。

今申しあげました第7条の2の3号につきましては、きょう配付いたしました資料にその内容がございまして、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 廃棄物の処理は中頓別町では振興公社が行っているわけですが、資格要件はそちらのほうで満たした方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 一般廃棄物の処理施設の開設以来、技術管理者がこれまで適切に配置されてきておりまして、問題ないというふうに思っております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第19号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第19号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第19号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

241 ページに改正の要旨を記載しております。改正の要旨、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により水道法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を地方公共団体が条例で定めることとされたため、この条例の一部を改正するものでございます。

事前に地域主権改革一括法に伴う条例制定の説明資料ということで資料を配付させていただいております。その10ページに、中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の概要ということで概要を記載しております。1点目の関係法令及び参酌する基準については、水道法において技術者による布設工事の監督、水道技術管理者の規定で第12条と第19条第3項に基づいて基準を参酌して地方公共団体の条例で定めるということが規定されております。

それで、まず条例の第1条、目的でございますけれども、新旧対照表を見ていただければと思います。中段に、必要な事項を定めるの次に「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術監督者の資格基準を定める」ことを目的とするというふうに加えるものでございます。

第7章を新たに加えて、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準。

第40条には、布設工事監督者を配置する工事ということで1号、2号の規定を加えております。

第41条については、布設工事監督者の資格ということで、これについては学校教育法による学校別、学科別などによる資格を有する実務経験年数、その他の場合の資格を有する実務経験年数の基準等を規定しております。若干具体的に言いますと、学校教育法による大学の土木工学科の衛生工学だとか水道工学の学科目を修めて卒業した者については、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者について資格が得られると。第5号においては、大学だとか高校だとかで専門の課程を卒業しなくても5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者については、資格を有するというようなことが規定されております。

第42条においては、水道技術管理者の資格でございます、これも先ほどの布設工事監督者の資格の基準と同じでございます、学校教育法による学校別、学科別等による資格を有する実務経験年数、その他の場合の資格を有する実務経験年数の基準等を規定しております。

あと、最後に別表について今回削除させていただいております。これについては、平成6年に中頓別町の簡易水道が統合されて、それまで中頓別簡易水道、敏音知、小頓別簡易水道だとか上頓別だとか6施設で水道を供給していたものを中頓別簡易水道1カ所に統合したということで、条例改正が行われていたわけなのですが、この別表2がそのま

ま残っておりましてので、今回この別表2を削らせていただいたということでございます。

附則として、この条例については、平成25年4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 工事監督の配置、その資格者です。布設工事監督者の資格と、それから水道技術管理者の資格、多分その資格者はいると思うのですが、この資格を持てるという幅がかなり広いなという気がするのだけれども、それぞれの資格者はどれに当たるか、ちょっと説明していただけますか、資格を有する方、それぞれ5つ、6つ、7つといっぱいあるので、当町の場合はどこに該当するか。お願いします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、第41条の布設工事監督者の資格については、第5号の5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、水道技術管理者の資格、第42条については第3号の5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということで、建設グループの水道担当の主査が水道技術管理者に発令されておりますけれども、経験としては10年以上の経験を有しております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第20号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第20号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第20号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

253ページに改正の要旨を記載しております。改正の要旨、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により下水道法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を地方公共団体が条例で定めることとされたため、この条例の一部を改正するものでございます。

これにつきましても説明資料の最後の11ページに概要を記載しております。1点目として、関係法令及び参酌する基準として下水道法の第7条に構造の基準、第1項と第2項で公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならないということで、今回条例を改正するものでございます。

条例の概要でございますけれども、第1条の条例の趣旨に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加えて、第2条、定義に、第4号、排水施設、第5号、処理施設を加えるものでございます。それで、この排水施設というのは、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設のことをいいます。処理施設というのは、排水施設に接続して下水道を処理するための処理施設ということで終末処理場等を指します。そういった2号を加えるということでございます。

第4章を新たに加えて、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準を加えるものでございます。

第21条と第22条では、排水施設に係る基準を規定するものでございまして、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、排水施設の構造の基準を規定しております。

第23条から第25条については、終末処理場に係る基準でございまして、処理施設の構造の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を規定しております。

附則として、まず施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する

経過措置として、2項で、この条例の施行の際既に存する施設で第21条から第23条の規定に適合しないものについては、これらの規定は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りではないということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 現在使用されている終末処理場で、これが改正されて相当に手直

しをしなければならないというような場所はあるのですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 全くございません。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第11号～議案第12号、議案第15号～議案第18号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件、日程第5、議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、日程第6、議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件、日程第7、議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定の件、日程第8、議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定の件、日程第9、議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定の件、日程第10、議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

なお、議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、あわせて小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、まずご説明をさせていただきたいと思います。

16ページに制定の要旨がございますけれども、この条例につきましては新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布されたことに伴いまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町が設置しなければならない対策本部に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

条例本文でありますけれども、第1条において趣旨、第2条において組織、第3条において会議、第4条において設ける部、第5条において雑則を定め、法律が施行される日からの施行としたいということであります。

続きまして、議案第11号及び第12号につきましてご説明をあわせてさせていただきたいと思います。両条例とも基本的には同じでありますけれども、139ページをお開きいただきたいと思います。制定の要旨といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一括法の第1次でありますけれども、平成23年法律第37号及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において介護保険法が改正され、現在厚生労働省令で定められている地域密着型サービス及び地域密着型予防サービス、両サービスの人員、設備、運営等に関する基準について条例で定めることとなったことから、ここに必要な条例を定めようとするものであります。

簡単でありますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について。

中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

206ページの制定の趣旨でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により道路法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた道路の構造の技術的基準等を地方公共団体が定めることとされたため、この条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る

道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

制定の要旨でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた高齢者、障害者等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を地方公共団体が定めることとされたため、この条例を制定するものでございます。

議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により河川法が改正されたことに伴い、これまで国が定めていた準用河川の管理施設等の構造の技術的基準を地方公共団体が条例で定めることとされたため、この条例を制定するものでございます。

議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について。

中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

制定の要旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により公営住宅法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた公営住宅等の整備基準を地方公共団体が条例で定めることとされたため、この条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第5号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午後 3時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第5号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第7として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から第7として議題とすることに決定しました。

◎議案第5号、議案第11号～議案第12号、議案第15号～議案第18号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件、追加日程第2、議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第3、議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第4、議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定の件、追加日程第5、議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第6、議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定の件、追加日程第7、議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定の件を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） 平成25年3月6日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77

条の規定により報告します。

記、事件番号、議案第5号、議案名、中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、審査の結果、可決。続きまして、議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、審査の結果、可決。議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、可決。

続きまして、審査したときの皆さんからのご意見として常任委員会から申し入れいたします。

まず、1つ目といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公共団体が条例で定めなければならないことから制定する条例の多くがこれまでの法律をそのまま引用したものであり、地域の自主性及び自立性に乏しい内容となっている。今後内容を検討されたい。

2つ目、策定された条例が絵に描いた餅にならないよう、趣旨に近づける努力をするよう今後求めていきたいと思っております。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町新型インフルエンザ等対策本部条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、案第12号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 中頓別町道路の構造の技術的基準等を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路

の構造に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 中頓別町営住宅等の整備に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。7日、8日は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認め、7日、8日は休会とします。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時13分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員